熊本県事務・権限移譲推進指針

~ 個性豊かな自立型の地域づくり ~

平成17年6月

熊 本 県

熊本県事務・権限移譲推進指針の概要

1 事務・権限移譲とは ===

知事の権限に属する事務の一部を市町村等に移譲すること。

2 策定の背景

(1)地方分権の進展

国の構造改革における「国から地方へ」という流れの中で、地方分権の進展が更に加速。

(2) 市町村合併の進展

市町村合併により各市町村の規模が拡大し、自立性のある基礎自治体として行政体制の整備が図られている。

(3) 住民サービスの向上

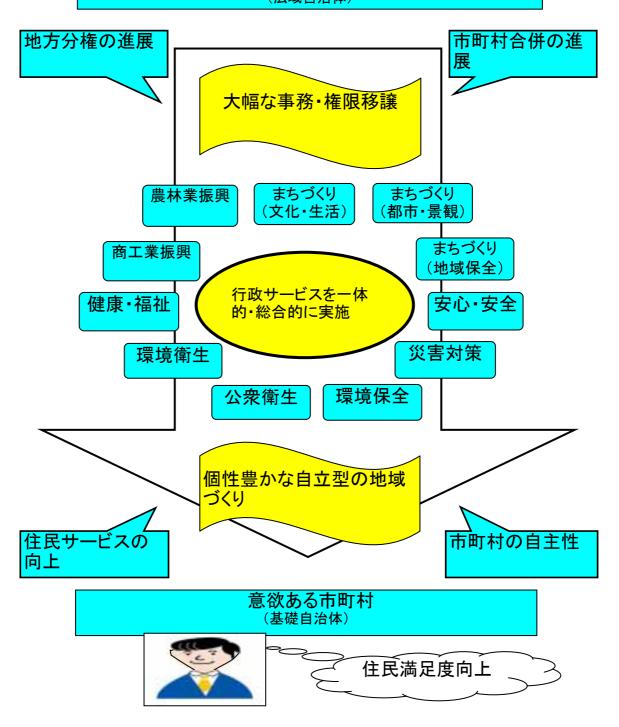
住民に身近な行政は、市町村ができるだけ担い、個性豊かな自立型の地域づく りを行って、住民サービスを向上することが求められている。

3 事務・権限移譲についての県の方針 =

- ◎意欲ある市町村に事務・権限を移譲
- ◎大幅な事務・権限を移譲
- ◎市町村に対する支援体制の確立

市 町 村 へ の 事 務 ・ 権 限 移 譲 ~ 個性豊かな自立型の地域づくり ~

能本県 (広域自治体)

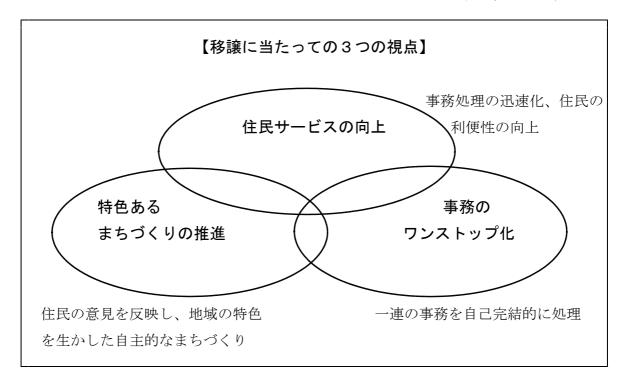


4 移譲対象の事務・権限 ―――

76法令824項目を移譲予定



市町村 ← 県



5 事務・権限移譲のスケジュール ――

日 程	項目
平成17年6月	○「熊本県事務・権限移譲推進指針」策定
6月~	○市町村への事務概要説明、県と市町村との移譲に係
	る協議
12月	○条例改正
平成18年1月~	○住民への周知、市町村への事務引継
4月~	○事務・権限移譲開始

熊本県事務・権限移譲推進指針

平成17年6月15日

第1 趣旨

地方分権の進展や合併による市町村の行政体制の整備等が図られる中、県と市町村との適切な役割分担のもと、住民に身近な行政は、市町村ができるだけ担い、個性豊かな自立型の地域づくりを推進することがこれまで以上に求められている。

この指針は、市町村への事務・権限移譲を更に積極的に進め、市町村の自主性、自立性を一層高めるために、移譲する事務・権限の内容、市町村への支援策などを具体的に定めることにより、事務・権限移譲の円滑な推進に資することを目的とする。

第2 推進期間

平成17年度から平成21年度までを事務・権限移譲の推進期間とする。

第3 事務・権限移譲に当たっての基本的な考え方

(1) 県と市町村の役割分担の明確化

地方分権が進展する中、市町村は、地域住民に身近な基礎自治体として、自己決定、自己責任のもと多様化した住民ニーズを把握し、きめ細かな行政サービスを実践する役割が求められており、県は、市町村を包括する広域自治体として、広域的な視野に立った政策展開や市町村間の連絡調整が求められるなど、県と市町村との適切な役割分担が必要となっている。

こうした役割分担の考え方を基に市町村と十分協議を行い、第3(2)のとおり事務・権限の移譲を行う。

(2) 事務・権限移譲の考え方

次の3つの視点から、市町村の行政体制等に配慮しつつ移譲を行う。

① 特色あるまちづくりの推進

住民の意見を反映し、地域の特色を生かした自主的なまちづくりに結びつく事務・権限を移譲する。

② 住民サービスの向上

住民生活に密接に関わる行政サービスで、事務処理の迅速化や住民の利便性の 向上に結びつく事務・権限を移譲する。

③ 事務のワンストップ化

計画段階から実施まで、指導から許可までといった一連の事務を市町村で自己 完結的に処理でき、住民がワンストップでサービスを受けられる範囲で事務・権 限を移譲する。

第4 移譲対象とする事務・権限

移譲対象とする事務・権限は、「事務・権限移譲一覧」のとおりとする。

「事務・権限移譲一覧」は、行政サービスを一体的、総合的に実施できるよう関連する事務・権限を分野別にまとめた「包括単位」と行政サービスごとの「個別単位」で構成する。

第5 市町村支援策

(1) 財源措置

県が事務・権限を市町村に移譲する場合には、地方財政法第28条の規定に基づき、 当該事務・権限を執行するために要する経費の財源として、当該市町村に対し「熊本 県権限移譲事務市町村等交付金要綱」により交付金を交付する。ただし、「熊本県知 事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)」 に基づかない移譲を行う事務・権限については、この財源措置は適用しない。

(2)人的支援

市町村が移譲された事務・権限を円滑に執行するために必要となる専門的知識を有する職員等の育成・確保については、市町村のニーズを踏まえ、市町村研修生の受入れ、県職員の派遣等必要な支援を検討する。

(3) その他

- ① 県は、事務・権限移譲について、必要に応じ説明会を開催するとともに、文書の整理、引継マニュアルの作成・提供を行うことなどにより適切な事務引継を行う。
- ② 県は、移譲する事務・権限に関し、移譲前に市町村職員に対する研修の必要がある場合は、研修を実施する。
- ③ 県は、法令の改正や処理基準の変更などにより、市町村が事務を行うに当たり 影響が生じる場合は、必要に応じ研修会を開催するなど情報提供に努める。

第6 事務・権限移譲の方法

- (1) 市町村は、「事務・権限移譲一覧」の中から、移譲を希望する事務・権限について、 県へ申し出るものとし、原則として、市は、「包括単位」で、町村は、「個別単位」で 選択するものとする。ただし、各市町村の行政体制の整備状況に応じて、必要な単位 で選択することができる。
- (2) 移譲希望の申出の時期は、原則として毎年8月末日までとする。
- (3) 県は、申出の事務・権限について当該市町村と速やかに協議を行うものとする。
- (4)移譲の時期は、原則として毎年4月1日とする。
- (5)(1)から(4)にかかわらず特別な事情がある場合は、個別に協議の上、移譲時期などを決定する。

第7 「事務・権限移譲一覧」にない事務・権限移譲への対応

地方自治法第252条の17の2第3項の規定にかかわらず、市町村から移譲希望がある事務・権限で、「事務・権限移譲一覧」に掲載されていない事務・権限については、個別に協議を行い、できる限り移譲できるように努める。

第8 県民への情報提供

移譲される事務・権限、移譲先の市町村の権限移譲に係る情報は、熊本県ホームページの利用その他の方法により県民への周知を図る。

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
1	宗教法人境内地・境内建物証明に関する事務	登録免許税法施行規則	総務	私学文書課	市町村	H19年度以降の移 譲
2	市町村区域内の町・字界の変 更の届出の受理及び告示に関 する事務	地方自治法	総務	市町村総室	市町村	
	する事務	地方自治法	総務	市町村総室	市町村	
3	び取引の適正化に関する法律 に基づく充てん設備の許可、変 更許可、完成検査、保安検査 に関する事務	に関する法律	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	液化石油ガスに関する学識必要
	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 に基づく許可、検査、許可取消 し、改善命令、登録、更新登 録、届出の受理等に関する事 務	確保及び取引の適正化	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	液化石油ガスに関する学識必要、登録については、管轄区域内で当該事務が完結するものに限る。
4	高圧ガス保安法に基づく許可、 変更許可等に関する事務	高圧ガス保安法	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	高圧ガスに関する 学識必要
	高圧ガス保安法に基づく許可 完成検査・変更許可完成検査・ 保安(維持)検査の実施に関す る事務	高圧ガス保安法	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	高圧ガスに関する 学識必要
	高圧ガス保安法に基づく立入 検査、許可取消し、改善命令、 緊急措置命令、登録、更新登 録、届出の受理に関する事務	高圧ガス保安法	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	高圧ガスに関する 学識必要
5	ガス用品販売事業者に関する 報告の徴収・立入検査、命令等 に関する事務	ガス事業法施行令	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	
6	武器等製造事業者、販売事業者の許可、検査、命令、届出等に関する事務	武器等製造法	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	
7	電気用品規格の立入検査、命令、報告徴収等に関する事務	電気用品安全法施行令	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	
8	火薬取締法に基づく譲渡又は 譲受及び消費等の許可等に関 する事務	火薬類取締法	総務	防災消防課	市町村及	火薬類に関する学 識必要
9	火薬取締法に基づく保安検査、 立入検査に関する事務	火薬類取締法、同施行令	総務	防災消防課		火薬類に関する学 識必要
	火薬取締法に基づく各種許可、 届出の受理、事故対応等に関 する事務	火薬類取締法、同施行令	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	火薬類に関する学 識必要
10	電気工事業法に基づく登録、更 新登録、届出の受理、立入検 査、危険防止命令等に関する 事務	電気工事業の業務の適 正化に関する法律	総務	防災消防課	市町村及 び広域連 合	管轄区域内で当該 事務が完結するも のに限る。
11	指定居宅サービス事業者の指 定及び監査等に関する事務	介護保険法	健康福祉	高齢者支援 総室	市町村	個別法による移譲 (H18.4)
12	児童相談所の設置に関する事務	児童福祉法	健康福祉	子ども家庭福祉課	熊本市	個別法による移譲 (H18.4)
13		児童福祉法	健康福祉	健康づくり推進課	本市を除く。)	医療知識必要、H19 年度以降の移譲
	育成医療の給付等に関する事務		健康福祉	健康づくり推 進課	市町村(熊 本市を除 く。)	医療知識必要、H19 年度以降の移譲
14	老人居宅生活支援事業の届出 の受理等に関する事務	老人福祉法	健康福祉	高齢者支援 総室	市町村(熊 本市を除 く。)	地域密着型サービス事業者等に限る。

番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
15	特別児童扶養手当の認定、 支給等に関する事務	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律、 同施行規則	健康福祉	障害者支援 総室	熊本市	
16	受胎調節実施指導員の指定 等に関する事務	母体保護法、同施行 令、施行規則	健康福祉	健康づくり推 進課	熊本市	
17	養育医療の給付等に関する 事務	母子保健法	健康福祉	健康づくり推 進課	(熊本市を除く。)	医療知識必要
	低体重児の届出の受理等に 関する事務	母子保健法	健康福祉	健康づくり推 進課	市町村 (熊本市 を除く。)	
	未熟児の訪問指導に関する 事務	母子保健法	健康福祉	健康づくり推 進課		医師、保健師、助 産師の確保
18	病院の開設許可等に関する 事務	医療法、同施行令	健康福祉	地域医療推 進課	保健所設 置市	
	等に関する事務	医療法、同施行令	健康福祉	地域医療推 進課	保健所設 置市	
19	管理栄養士に関する事務	栄養士法施行令	健康福祉	健康づくり推 進課		
20	旅館業の営業許可等に関す る事務	旅館業法、同施行規則	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
	公衆浴場の営業許可等に関 する事務	公衆浴場法、同施行規 則	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
		熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例	健康福祉	健康危機管 理課	市町村 (熊本市 を除く。)	
21	興行場の営業許可等に関す る事務	興行場法、熊本県興行 場法施行条例	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
22	クリーニング所の開設届出 受理等に関する事務	クリーニング業法	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
23	理容所の開設届出受理等に 関する事務	理容師法	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
	理容所以外の場所で業務を する場合の承認に関する事 務	熊本県理容師法施行 条例	健康福祉	生活衛生課	市町村	薬剤師等一定水 準の確保
	美容所の開設届出等に関す る事務	美容師法	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
	美容所以外の場所で業務を する場合の承認に関する事 務	熊本県美容師法施行 条例	健康福祉	生活衛生課	市町村	薬剤師等一定水 準の確保
24	特定建築物の届出受理等に 関する事務	建築物における衛生的 環境の確保に関する法 律		生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保
25	の確保に関する事業の登録	建築物における衛生的	健康福祉	生活衛生課	市町村	薬剤師等一定水 準の確保
26	専用水道の指導監督等に関 する事務		健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬学、土木、衛生 工学等の技術を 有することが望ま しい。
27	簡易専用水道の指導監督等 に関する事務	水道法	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬学、土木、衛生 工学等の技術を 有することが望ま しい。
28	墓地等の経営許可等に関す る事務	墓地、埋葬等に関する 法律	健康福祉	生活衛生課	市町村 (熊本市 を除く。)	薬剤師等一定水 準の確保

(1)個別単番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
29	浄化槽の設置等に関する事務	净化槽法	環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市 を除く。)	
30	騒音規制法に基づく地域の指 定及び規制基準の設定に関す る事務	騒音規制法、熊本県生 活環境の保全等に関 する条例		環境保全課	市町村	
	悪臭防止法に基づく地域の指 定及び規制基準の設定に関す る事務	悪臭防止法	環境生活	環境保全課	市町村	
	振動規制法に基づく地域の指 定及び規制基準の設定に関す る事務	振動規制法	環境生活	環境保全課	市町村	
31	公害防止管理者の届出の受理 等に関する事務(一般粉じん発 生施設)		環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市 を除く。)	
	粉じん発生施設の設置届出の 受理等に関する事務(一般粉じ ん発生施設)	大気汚染防止法、熊本 県生活環境の保全等 に関する条例	環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市 を除く。)	
32	自動車騒音の常時監視、結果公表等に関する事務	騒音規制法	環境生活	環境保全課	市町村 (熊本市 を除く。)	
33	有害鳥獣、愛がん用鳥獣の捕 獲許可等に関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	環境生活	自然保護課	市町村	H19年度以降の移 譲
34	大規模小売店舗新設届出の 受理等に関する事務	法、同施行規則	商工観光労 働	商工政策課	市町村	H19年度以降の移 譲
35	特定工場新設等の届出の受 理等に関する事務	工場立地法	商工観光労 働	産業支援課	市町村	
36	岩石採取計画認可等に関す る事務	採石法	商工観光労 働	産業支援課	市町村	土木専門知識必 要
37	砂利採取計画の認可等に関する事務	砂利採取法	商工観光労 働	産業支援課	市町村	土木専門知識必 要、河川区域を除 く。
38	協業組合の設立許可等に関する事務	中小企業団体の組織に関する法律施行令	商工観光労 働	商工政策課	市町村	単独市町村の区 域を越えないもの に限る。
39	中小企業等協業組合等の設 立許可等に関する事務	中小企業等協同組合 法	商工観光労 働	商工政策課	市町村	単独市町村の区 域を越えないもの に限る。
40	計量法に基づく商品量目の 立入検査に関する事務	計量法	商工観光労 働	計量検定所	市町村 (熊本市 を除く。)	計量器構造や検 査方法の習熟
41	農地の権利移動の許可等に 関する事務	農地法	農政	農業振興課	市町村	
42	農地転用の許可等に関する事務	農地法	農政	農業振興課	市町村	2ha以下の転用許 可
43	分収林契約に係る募集等の 届出の受理、変更勧告等に 関する事務	分収林特別措置法	林務水産	森林整備課	市町村	
44	市町村管理漁港の漁港区域内の埋立免許に関する事務	公有水面埋立法	林務水産	漁港課	漁港所在 市町村	
45	市町村管理漁港の漁港区域 内の農林水産省所管の国有 財産に関する事務	国有財産法、同施行令	林務水産	漁港課	漁港所在 市町村	

(1/10)列甲12				1=		5 11
番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
漁港漁場整備	県管理漁港の区域内の水域等 における占用の許可に関する 事務		林務水産	漁港課	漁港所在 市町村	
法と海岸法を組合せて移譲	海岸保全区域の占用の許可等 に関する事務	海岸法	土木、農政、 林務水産	河川課、港湾課、農村整備課、漁港課		港湾の場合は、県 管理事務所がある 港湾を除く。
	港湾区域・港湾隣接地域の占 用等の許可に関する事務	港湾法、熊本県港湾管理 条例	土木	港湾課		県管理事務所があ る港湾を除く。
	港湾施設の使用等の許可に関する事務	熊本県港湾管理条例	土木	港湾課	港湾施設 のある市 町	県管理事務所があ る港湾を除く。
47	一般公共海岸区域の占用の許可等に関する事務	海岸法、熊本県海岸保全 区域及び一般公共海岸 区域の占用料等徴収条 例	土木	河川課	一般公共 海岸区域 のある市 町村	
48	公有地の拡大の推進に関する 法律第2章に基づく届出等に関 する事務		土木	用地対策課	都市計画 市町(熊本 市を除 く。)	
49	都市計画法に基づく開発行為 の許可等に関する事務	都市計画法、同施行令	土木	建築課	市町村(熊 本市を除 く。)	
50	都市計画施設等の区域内における建築の規制等に関する事務	都市計画法	土木	都市計画課	都市計画 市町(熊本 市を除 く。)	
51	都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務	都市計画法	土木	都市計画課	都市計画 市町(熊本 市を除 く。)	
52	建築物の建築確認に関する事 務	建築基準法	土木	建築課	市町村(熊 本市、八 代市を除 く。)	個別法による移譲 (建築基準適合判 定資格者の確保)
	耐震改修の促進に関する事務	建築物の耐震改修の促 進に関する法律	土木	建築課		個別法による移譲 (建築基準適合判 定資格者の確保)
	ハートビルの建築促進に関する事務	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する 条例	土木	建築課	市町村(熊本市、八代市を除く。)	建築に関する専門 知識必要
	路外駐車場設置の届出の受理 等に関する事務	駐車場法	土木	都市計画課	都市計画 市町(熊本 市を除 く。)	
53	被災市街地復興推進地区内に おける建築等の許可等に関す る事務	置法	土木	都市計画課	都市計画 市町(熊本 市を除 く。)	
54	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可に関する事務	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律	土木	砂防課	市町村	工法審査に専門性 必要
55	砂防指定地内の制限行為の許可に関する事務	熊本県砂防指定地管理 条例	土木	砂防課	市町村	工法審査に専門性 必要
56		地すべり等防止法、同施 行令	土木、農政、 林務水産	砂防課、農村 整備課、森林 保全課	市町村	工法審査に専門性 必要、地すべり等に 関する高度な技術 力必要

(1/個別平		. 1 A 66		1 = = m		5 11
番号	事務名	法令等	部区分	担当課	移譲先	条件
57	屋外広告物の許可に関する 事務	屋外広告物法	土木	都市計画課 (景観整備 室)	市町村 (熊本市 を除く。)	個別法による移譲
	違反広告物の簡易除去等に 関する事務	屋外広告物法	土木	都市計画課 (景観整備 室)	市町村 (熊本市 を除く。)	個別法による移譲
	屋外広告物条例違反に対す る措置に関する事務	屋外広告物法	土木	都市計画課 (景観整備 室)	市町村 (熊本市 を除く。)	個別法による移譲
	屋外広告業者に対する指導に関する事務	屋外広告物法	土木	都市計画課 (景観整備 室)	市町村 (熊本市 を除く。)	個別法による移譲
58	調査のための発掘届出に関する事務	文化財保護法	教育庁	文化課	市町村	専門知識と経験 必要、市について は個別法による移 譲

(2)包括単位

【まちづくり(文化・生活)】

○住民の日常生活に関連があり、事務処理の迅速化に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
1	宗教法人境内地・境内建物証明に関する事務	
2	市町村区域内の町・字界の変更の届出の受理及び告示に関する事務	
	新たに生じた土地の確認に関する事務	
58	調査のための発掘届出に関する事務	

【まちづくり(都市・景観)】

◯ ∪地域の実情に応じた自主的なまちづくりに役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
	公有地の拡大の推進に関する法律第2章に基づく届出等に関する事務	熊本市除く。
49	都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務	熊本市除く。
50	都市計画施設等の区域内における建築の規制等に関する事務	熊本市除く。
51	都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務	熊本市除く。
57	屋外広告物の許可に関する事務	熊本市除く。
	違反広告物の簡易除去等に関する事務	熊本市除く。
	屋外広告物条例違反に対する措置に関する事務	熊本市除く。
	屋外広告業者に対する指導に関する事務	熊本市除く。
52	建築物の建築確認に関する事務	熊本市、八 代市除く。
	耐震改修の促進に関する事務	熊本市、八 代市除く。
	ハートビルの建築促進に関する事務	熊本市、八 代市除く。
	路外駐車場設置の届出の受理等に関する事務	熊本市、八 代市除く。

【まちづくり(地域保全)】

○漁港、港湾等の適正な利用により、地域保全に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
44	市町村管理漁港の漁港区域内の埋立免許に関する事務	漁港所在市 町村
45	市町村管理漁港の漁港区域内の農林水産省所管の国有財産に関する事務	漁港所在市 町村
46	県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可に関する事務	漁港所在市 町村
	海岸保全区域の占用の許可等に関する事務	海岸保全区 域のある市 町村
	港湾区域・港湾隣接地域の占用等の許可に関する事務	港湾区域・ 港湾隣接地 域のある市 町
	港湾施設の使用等の許可に関する事務	港湾施設の ある市町
47	一般公共海岸区域の占用の許可等に関する事務	一般公共海岸 区域のある市 町村

【安心·安全】

○地域の実情に応じた適切な許認可等を行うことにより、住民の安心・安全に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の 許可、変更許可、完成検査、保安検査に関する事務	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可、検査、許可取消し、改善命令、登録、更新登録、届出の受理等に関する事務	
4	高圧ガス保安法に基づく許可、変更許可等に関する事務	
	高圧ガス保安法に基づく許可完成検査・変更許可完成検査・保安(維持)検査の実施 に関する事務	
	高圧ガス保安法に基づく立入検査、許可取消し、改善命令、緊急措置命令、登録、更新登録、届出の受理に関する事務	
5	ガス用品販売事業者に関する報告の徴収・立入検査、命令等に関する事務	
6	武器等製造事業者、販売事業者の許可、検査、命令、届出等に関する事務	
7	電気用品規格の立入検査、命令、報告徴収等に関する事務	
8	火薬取締法に基づく譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務	
9	火薬取締法に基づく保安検査、立入検査に関する事務	
	火薬取締法に基づく各種許可、届出の受理、事故対応等に関する事務	
10	電気工事業法に基づく登録、更新登録、届出の受理、立入検査、危険防止命令等に 関する事務	

【災害対策】

〇地域の実情に応じた適切な許認可等を行うことにより、災害への迅速な対応に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
53	被災市街地復興推進地区内における建築等の許可等に関する事務	熊本市除く。
54	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可に関する事務	
55	砂防指定地内の制限行為の許可に関する事務	
56	地すべり防止区域内の制限行為の許可に関する事務	

【環境保全】

〇公害防止と生活環境の保全に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
	WW ± 15 d.; 1. ± \$ \$ (1.1 b. 10 ± ± ± 2.16 d.) ± \$ (2.5 ± 1.06 d.) ± ± 7.	
30	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定に関する事務	
	悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定に関する事務	
	振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定に関する事務	
31	公害防止管理者の届出の受理等に関する事務(一般粉じん発生施設)	熊本市除く。
	粉じん発生施設の設置届出の受理等に関する事務(一般粉じん発生施設)	熊本市除く。
32	自動車騒音の常時監視、結果公表等に関する事務	熊本市除く。
33	有害鳥獣、愛がん用鳥獣の捕獲許可等に関する事務	

【公衆衛生】

○施設の衛生確保に役立つもの

番	事務名	移譲市町村
番 号		
20	旅館業の営業許可等に関する事務	熊本市除く。
	公衆浴場の営業許可等に関する事務	熊本市除く。
	旅館・公衆浴場・医療施設等に係るレジオネラ症の発生防止に係る立入検査、改善命	
		熊本市除く。
		熊本市除く。
22	クリーニング所の開設届出受理等に関する事務	熊本市除く。
23	理容所の開設届出受理等に関する事務	熊本市除く。
	理容所以外の場所で業務をする場合の承認に関する事務	
	美容所の開設届出等に関する事務	熊本市除く。
	美容所以外の場所で業務をする場合の承認に関する事務	
24	特定建築物の届出受理等に関する事務	熊本市除く。
25	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する事務と権限	

【環境衛生】

○衛生的環境の確保に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
26	専用水道の指導監督等に関する事務	熊本市除く。
27	簡易専用水道の指導監督等に関する事務	熊本市除く。
28	墓地等の経営許可等に関する事務	熊本市除く。
29	浄化槽の設置等に関する事務	熊本市除く。

【健康•福祉】

〇市町村で提供している行政サービスと一体的・総合的に実施することにより、住民 の健康・福祉の向上に役立つもの

_	の庭塚、福祉の同工に反立りの		
番号	·····································	移譲市町村	
15	特別児童扶養手当の認定、支給等に関する事務	熊本市	
16	受胎調節実施指導員の指定等に関する事務	熊本市	
19	管理栄養士に関する事務	熊本市	
18	病院の開設許可等に関する事務	保健所設置	
	診療所の療養病床設置許可等に関する事務	保健所設置	
13	療育医療の給付に関する事務	熊本市除く。	
	育成医療の給付等に関する事務	熊本市除く。	
14	老人居宅生活支援事業の届出の受理等に関する事務	熊本市除く。	
17	養育医療の給付等に関する事務	熊本市除く。	
	低体重児の届出の受理等に関する事務	熊本市除く。	
	未熟児の訪問指導に関する事務	熊本市除く。	

【商工業振興】

○地域経済の健全な発展に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
34	大規模小売店舗新設届出の受理等に関する事務	
35	特定工場新設等の届出の受理等に関する事務	
38	協業組合の設立許可等に関する事務	
39	中小企業等協業組合等の設立許可等に関する事務	
36	岩石採取計画認可等に関する事務	
37	砂利採取計画の認可等に関する事務	
40	計量法に基づく商品量目の立入検査に関する事務	熊本市除く。

【農林業振興】

〇農林業の健全な発展に役立つもの

番号	事務名	移譲市町村
41	農地の権利移動の許可等に関する事務	
42	農地転用の許可等に関する事務	
43	分収林契約に係る募集等の届出の受理、変更勧告等に関する事務	

※「まちづくり(文化・生活)」、「まちづくり(都市・景観)」、「まちづくり(地域保全)」、「安心・安全」、「災害対策」、「環境保全」、「公衆衛生」、「環境衛生」、「健康・福祉」、「商工業振興」、「農林業振興」から選択(複数選択可能)